

○幼稚園教育要領

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)

・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

生活科における教育のイメージ

小学校
中学年

教科等の特質に応じた
「見方・考え方」や
資質・能力を育むと
ともに、
教科横断的にそれらを
総合・統合していく
学び

小学校
低学年

生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導も含め、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、短時間学習なども含めた工夫を行うことにより、**幼児期に総合的に育まれた「見方・考え方」や資質・能力を、徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期**

接続

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとしながら、幼児の得意なところや更に伸ばしたいところを見極め、それらに応じた関わりをしたり、より自立的・協同的な活動を促したりするなど、**意図的・計画的な環境の構成に基づいた総合的な指導の中で、バランスよく「見方・考え方」や資質・能力を育む時期**

遊びや生活の中で、
幼児期の特性に応じた
「見方・考え方」や
資質・能力を育む学
び

幼児
教育

<未就園段階： 家庭や地域での生活>

社会

社会的事象の見方・考え方

位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して社会的事象を見出し、比較・分類したり総合したり、国民の生活と関連付けること

総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方（案）

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けること

理科

理科の見方・考え方

身近な自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなど、問題解決の方法を用いて考えること

生活科

<身近な生活に関わる見方・考え方(案)>

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連付け、試行、予測、工夫することなどを通して、自分自身や自分の生活について考えること

具体的な活動や体験を通して、「身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を、次のように育成することを目指す

- 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え表現する力を育成する
- 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信を持って学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を育てる

「スタートカリキュラム」を通じて、各教科等の特質に応じた学びにつなぐ

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につなぐを考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したものではない。

学校段階間の接続

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日) <抄>

- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。

- 具体的な取組の工夫として、例えば以下のようなことが考えられる。
 - ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部の会議等の合同開催などの機会を通して、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ・ 校長・教頭等の管理職が集まる機会を用いて、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ・ 教職員による合同研修会を開催し、当該中学校区で9年間を通じて育成を目指す資質・能力との関係から、各教科等、各学年の指導の在り方を考えるなど、学習指導の改善を図ること。
 - ・ 同一中学校区内の小・中学校のPTA代表が集まる場や、各小・中学校のPTA総会の場等において、同一中学校区内の小・中学校の取組の共有や、保護者間の連携・交流を深めること。

(略)

- 新しい教育課程においては、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「高等学校卒業の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、各学校段階で育成を目指す資質・能力を相互につないでいくことが求められる。義務教育を行う最後の教育機関としての役割を担う中学校においては、小学校6年間の学びを中学校での学びにつなげ、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を一層重視していくことが求められる。

小(中)学校学習指導要領 ※()内は中学校

前文

第1章 総則

第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割

何ができるようになるか

- 1 教育課程編成の原則
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
 - (1) 確かな学力、(2) 道徳教育、(3) 体育・健康に関する指導
- 3 育成を目指す資質・能力
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
 - (1) 学習の基盤となる資質・能力
 - (2) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通の事項
 - (1) 内容の取扱い
 - (2) 授業時数の取扱い
 - (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
- 4 学校段階等間の接続
 - (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
 - (1) 義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成)
 - (2) 中学校教育及びその後の教育との接続
 - (2) 高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続)

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか
何が身に付いたか

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (2) 言語環境の整備と言語活動の充実
 - (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験
 - (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動
 - (5) 体験活動
 - (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進
 - (7) 学校図書館、地域の公共施設の活用
- 2 学習評価の充実
 - (1) 指導の評価と改善
 - (2) 学習評価に関する工夫

第4 児童(生徒)の発達の支援

子供の発達を
どのように支援するか

- 1 児童(生徒)の発達を支える指導の充実
 - (1) 学級経営、児童(生徒)の発達の支援
 - (2) 生徒指導の充実
 - (3) キャリア教育の充実
 - (4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- 2 特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導
 - (1) 障害のある児童(生徒)などへの指導
 - (2) 海外から帰国した児童(生徒)や外国人の児童(生徒)の指導
 - (3) 不登校児童(生徒)への配慮

第5 学校運営上の留意事項

実施するために何が必要か

- 1 教育課程の改善と学校評価(、教育課程外の活動との連携)等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第6 道徳教育に関する配慮事項

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（今後改訂予定）において、以下の通り、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点での児童への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成，活用に努める。また，各教科等の指導に当たって，個々の児童生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成，活用に努める。特に，特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育，心のバリアフリーのための交流及び共同学習。

上記のほか，中央教育審議会答申（平成28年12月）において，高等学校学習指導要領において，次の点を提言。

- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に当たり，通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実**。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ**、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

- ・パブリック・コメント（3月17日～4月15日）を経て、4月28日に公示。
- ・幼稚部：30年度、小学部：32年度、中学部：33年度、高等部：34年度入学者から実施予定。

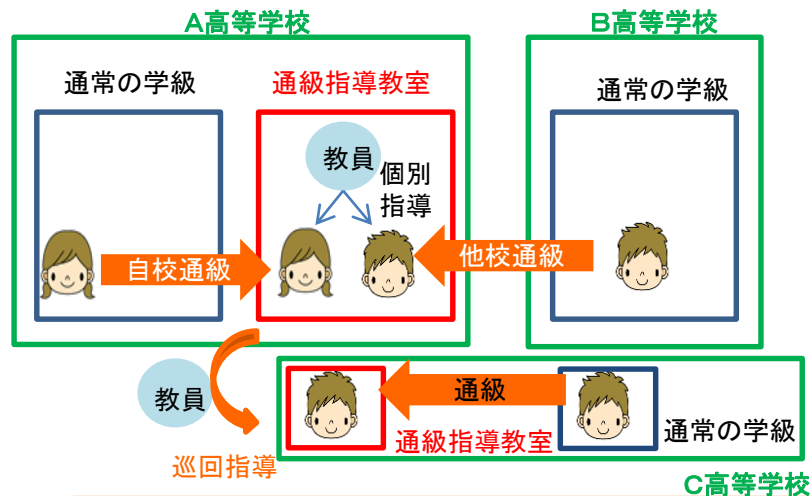
高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けている児童生徒数

| | 平成5年度 | 平成27年度 |
|-----|---------|---------|
| 小学校 | 11,963人 | 80,768人 |
| 中学校 | 296人 | 9,502人 |

●通級による指導の実施形態



●加える場合の例（授業時数が増加する）

| | | | | |
|-------------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|----------|
| 各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位) | 総合的な学習 の時間 (3単位) | 選択教科・ 科目 (41単位) | 障害に 応じた 特別の 指導 | 特別 活動 |
|-------------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|----------|

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

| | | | | |
|-------------------------------|------------------------|-------------------|-------------------------|----------|
| 各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位) | 総合的な学習 の時間 (3単位) | 選択教科・科目 (41単位) | 障害に 応じた 特別の 指導 | 特別 活動 |
|-------------------------------|------------------------|-------------------|-------------------------|----------|

授業時数
が増加

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

省令等の改正

（公布：平成28年12月9日、
施行：平成30年4月1日）

①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・ **高等学校で**障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる
（※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を **高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位**（※2）を超えない範囲で卒業認定単位数に含めることができる
（※2）中学校の時数と同程度
- ・ 小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の**趣旨を明確化**（※3）
（※3）従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服**という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる趣旨**であることを明確化

7

移行期間中の教育課程

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

【移行期間における基本方針】

- ◆新学習指導要領への移行のための期間(小学校:平成30、31年度、中学校:平成30～32年度)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- ◆指導内容の移行がないなど**教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする**。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

【移行措置の内容】

(1)教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、**平成30年度から新学習指導要領による**。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより**指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める**。(小:国語、社会、算数、理科 中:国語、社会、数学、理科、保健体育)

③上記以外の教科

→**新学習指導要領によることができる**こととする。(小:生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中:音楽、美術、技術・家庭、外国語)

④道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、**小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による**(平成30年度は先行可能)。

(2)小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、**新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする**。

【授業時数の特例】

- ◆平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、**外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる**こととする。

| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 第5学年 | 第6学年 |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 外国語活動の授業時数 | | | 15 | 15 | 50 | 50 |
| 総授業時数 | 850 | 910 | 960 | 995 | 995 | 995 |

【留意事項】

- ◆目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- ◆移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

外国語教育における新学習指導要領の円滑な実施に向けた移行措置

【小学校】

◆小学校移行期間(平成30・31年度)中の5・6年生

- ・新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、**外国語活動**の内容に加えて、**外国語科**の内容を扱う。外国語科の内容については、**中学校との接続**の観点から**最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動**を中心に扱う。
- ・教材は、Hi, friends!(**現行学習指導要領に対応した5・6年生外国語活動用教材**)や、現在文部科学省が開発している**新学習指導要領に対応した教材**から、必要な内容を配布する。

◆小学校移行期間(平成30・31年度)中の3・4年生

- ・新たに年間15単位時間を確保し、**外国語活動**を実施する。**高学年との接続**の観点から**最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動**を中心に扱う。
- ・教材は、現在文部科学省が開発している**新学習指導要領に対応した教材**から、必要な内容を配布する。

【中学校】

◆中学校移行期間(平成30～32年度)のうち、平成31・32年度の1・2年生

- ・授業**時数は追加せず**、**小・高等学校との接続**の観点から、知識・技能について**新たに追加した内容と、それを活用して行う言語活動**を計画的に指導する。

| | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|------------|--------|-------------------|-------------------|--------|----------|--------|
| | | | | | 小学校全面实施 | |
| | | | | | 中学校全面实施 | |
| | | ※平成29年度中に必要な教材を配布 | ※平成30年度中に必要な教材を配布 | | ※年次進行で実施 | 高等学校 |
| 平成17年度生まれ～ | 小6(35) | 中1 | 中2 | 中3 | 高1 | 高2 |
| 平成18年度生まれ～ | 小5(35) | 小6(+15 → 50) | 中1 | 中2 | 中3 | 高1 |
| 平成19年度生まれ～ | 小4 | 小5(+15 → 50) | 小6(+15 → 50) | 中1 | 中2 | 中3 |
| 平成20年度生まれ～ | 小3 | 小4(+15) | 小5(+15 → 50) | 小6(70) | 中1 | 中2 |
| 平成21年度生まれ～ | 小2 | 小3(+15) | 小4(+15) | 小5(70) | 小6(70) | 中1 |
| 平成22年度生まれ～ | 小1 | 小2 | 小3(+15) | 小4(35) | 小5(70) | 小6(70) |
| 平成23年度生まれ～ | 年長 | 小1 | 小2 | 小3(35) | 小4(35) | 小5(70) |

... 外国語活動移行措置
 ... 外国語科移行措置
 ... 中学校移行措置

※中学校の時数は現行と同様、年間140単位時間程度。
 ※生まれ年度はイメージとして示している。

8

何が身に付いたかー学習評価の充実

—

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の 4 観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素
(学校教育法)
(学習指導要領)

知識及び技能

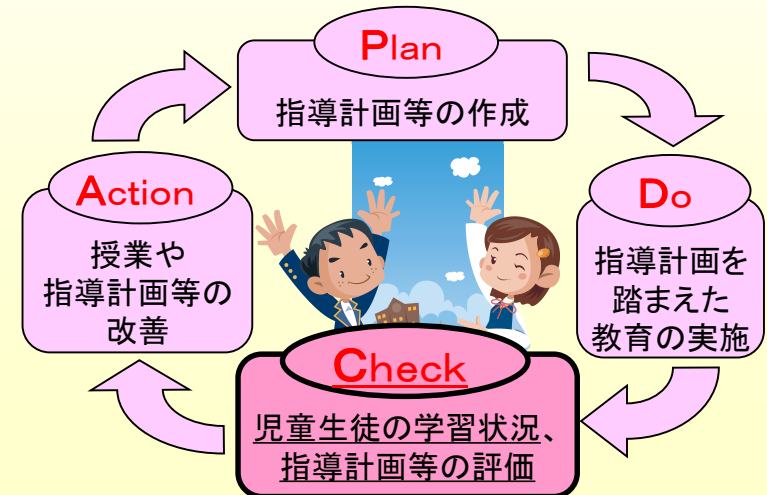
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



評価の三つの観点

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

- 今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。
- その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とすべきである。
- すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価(個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要である。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

評価に当たっての留意点

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第3章2. (4)において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。
- 学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取ることなども考えられることなどが示されることが求められる。
- 評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。
- こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要があるあり、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。

9

実施するために何が必要か

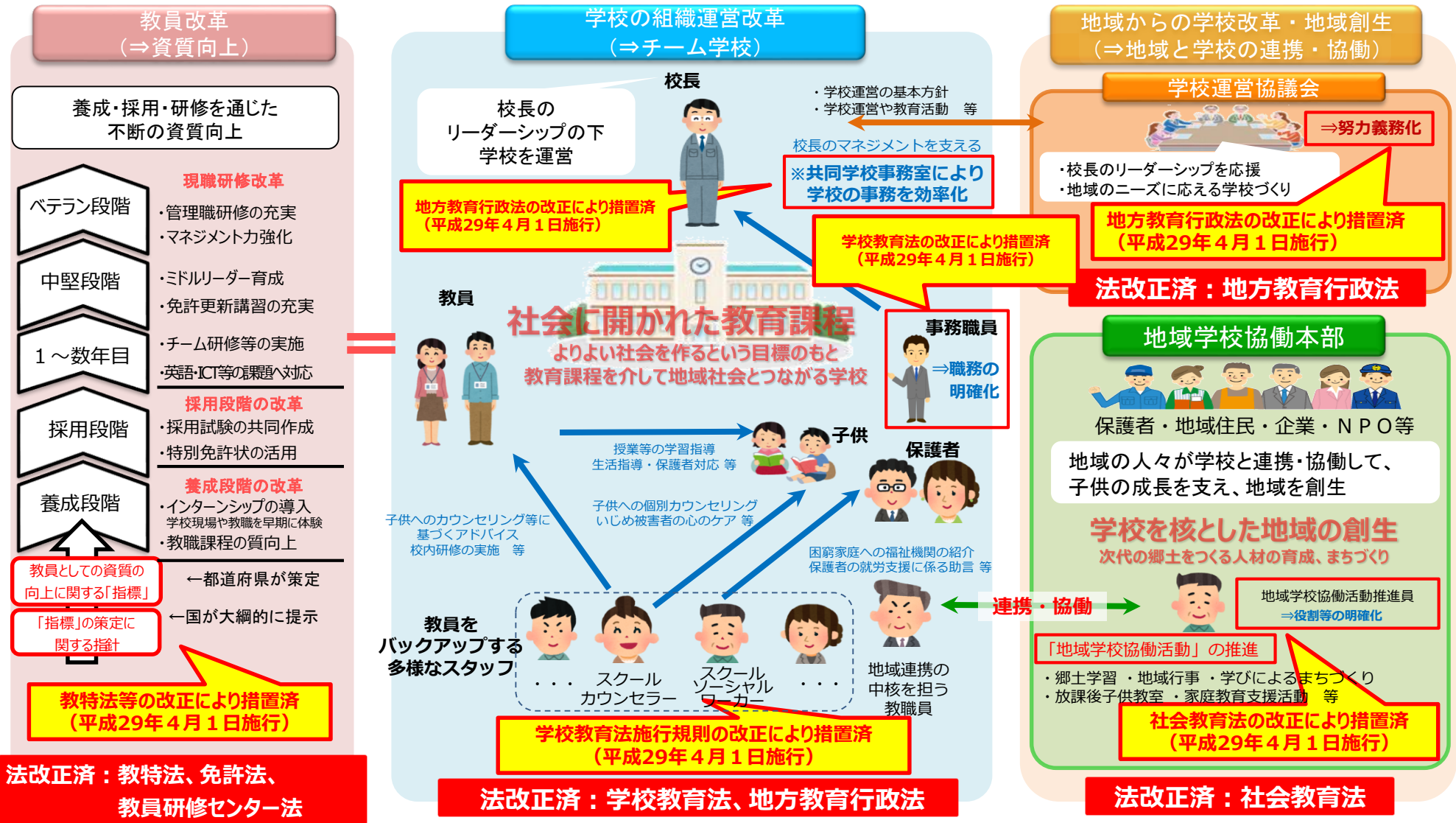
— 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策 —

「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第6次提言



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済：義務標準法等

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修、少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（義務標準法の改正）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示（義務標準法の改正）

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

| 平日 | 小学校 | | | 中学校 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 28年度 | 18年度 | 増減 | 28年度 | 18年度 | 増減 |
| 校長 | 10:37 | 10:11 | +0:26 | 10:37 | 10:19 | +0:18 |
| 副校長・教頭 | 12:12 | 11:23 | +0:49 | 12:06 | 11:45 | +0:21 |
| 教諭 | 11:15 | 10:32 | +0:43 | 11:32 | 11:00 | +0:32 |

| 土日 | 小学校 | | | 中学校 | | |
|--------|------|------|-------|------|------|-------|
| | 28年度 | 18年度 | 増減 | 28年度 | 18年度 | 増減 |
| 校長 | 1:29 | 0:42 | +0:47 | 1:59 | 0:54 | +1:05 |
| 副校長・教頭 | 1:49 | 1:05 | +0:44 | 2:06 | 1:12 | +0:54 |
| 教諭 | 1:07 | 0:18 | +0:49 | 3:22 | 1:33 | +1:49 |

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※「土日」については、土日の業務記録のうち、「勤務日」と回答した者を除いたものである。なお、平成28年度の小学校教員のうち734人（10.4%）、中学校教員のうち911人（11.2%）が、土曜日が勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

| | 小学校 | | | 中学校 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 28年度 | 18年度 | 増減 | 28年度 | 18年度 | 増減 |
| 校長 | 54:59 | 52:19 | +2:40 | 55:57 | 53:23 | +2:34 |
| 副校長・教頭 | 63:34 | 59:05 | +4:29 | 63:36 | 61:09 | +2:27 |
| 教諭 | 57:25 | 53:16 | +4:09 | 63:18 | 58:06 | +5:12 |

※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（29文科初第493号）（平成29年6月22日 中央教育審議会）〈抄〉

こうした学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、一方で**長時間勤務**という形で既に表れており、**公立の小・中学校の教員を対象に実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の速報値によって、看過できない深刻な状況**であることが改めて明らかになったものと受け止めております。

以上のような観点から、**国公立学校を通じ、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問**を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、学校が担うべき業務の在り方についてであります。

教育基本法第13条では、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとされています。また、現在、学校が行っている業務の一部は、本来、教育委員会事務局を始めとする行政機関が担うべきではないか、との指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、学校が担うべき業務は何であるかについて御検討をお願いします。その際、

- 部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうあるべきか。また、学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方及び連携・協働を進めるための条件整備等はどうあるべきか。
- 関連法令で学校に義務付けられている学校関係書類や、行政機関、民間団体等から学校に依頼される各種調査業務等の精選をどのように進めていくか。

第二に、教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担についてであります。

教員は学校教育の直接の担い手であり、その使命と職責は極めて重要であります。これまで培った日本の学校教育の良さを生かしつつ、教員が教育の専門職として、これまで以上に活力を持って子供の指導に一層専念することができるよう、教職員及び専門スタッフ等が担うべき業務の在り方及び役割分担等について御検討をお願いします。その際、

- 「チームとしての学校」の実現に向け、教員が本質的に担うべき業務は何か。また、事務職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など様々な専門スタッフや支援人材の役割分担及び連携の在り方はどうあるべきか。
- 例えば、小学校では総授業時数が増加するといった状況の中、新学習指導要領等を円滑かつ確実に実施するために必要な方策をいかに講じるかといった、学習指導や生徒指導等の体制の強化・充実にどのように進めていくべきか。
- 教職員が担うべき業務について、ICTの効果的な活用なども含めた更なる業務改善、その効果的な実施体制の構築に向けて、どのような方策を講じていくべきか。

などの視点から、御検討をお願いします。

第三に、教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方についてであります。

教員が限られた時間の中で子供の指導に使命感を持ってより専念できる体制を整えるためには、個々の教員の業務の見直しのみならず、学校の組織マネジメントを強化する観点から校長・副校長・教頭が多忙についても解消し、その役割を十分発揮できるよう、学校が組織としての運営体制の強化・充実を図ることが必要であります。この点も含め、効果的な学校組織の運営体制の具体的な在り方について御検討お願いします。また、教員の職務は、自発性、創造性に期待されている面が大きいとされておりますが、一方で、このことは長時間勤務につながりやすい面もあることから、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して教員の心身の健康を損なうことがないように、勤務時間の適正な把握を行う必要があります。その上で、活力を持って教員が業務に取り組み、子供の教育にもよい影響として還元するために、学校の特性を踏まえた勤務の在り方、勤務状況を踏まえた処遇の在り方について御検討をお願いします。その際、

- 学校運営体制の強化・充実を図るためには、副校長、主幹教諭、指導教諭等の役割や主任の在り方、学校運営を支える事務職員など、学校組織運営の体制はどうあるべきか。また、管理職の意識改革も含めた効果的な学校マネジメント体制をどのように構築していくべきか。
- 現在の学校内の校務分掌や整備することとされている各種委員会等の整理・合理化に向け、どのような方策を進めていくべきか。
- 学校の特性を踏まえた勤務時間制度及び勤務時間管理の在り方はどうあるべきか。
- 勤務状況を踏まえた処遇の在り方はどうあるべきか。

などの視点から、御検討をお願いします。

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

《義務教育費国庫負担金》 平成29年度予算：1兆5,248億円（対前年度▲22億円） ※教職員定数の増減は、平成29年度単
 年の増減員定数の改善 +19億円（+ 868人） ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による
 給与減 ▲ 88億円

- ・教職員定数の自然減等 ▲89億円（▲4,150人） ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定
- ・ **義務標準法改正（平成29年4月施行）**。平成29年度～38年度の**10年間**で、加配定数（平成28年度約6万4千人）の**約3割を基礎定数化**。これにより、
 - 地方自治体による、教職員の安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与。
 - 発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導（通級による指導）や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実。
- ・ 加配定数の増（**395人**）により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。

基礎定数（学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。）

加配定数（政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。）

10年間で段階的に実施

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）の充実
 +**602人**
 - 1対13（対象児童生徒）の割合で措置（現状 1対16.5*）
 - 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種（弱視等）への対応のため加配定数を措置（現在の1割）。
 - ※ 基礎定数化に伴う「政策減」（特別支援学級から通級指導への移行）として、▲150人
- 外国人児童生徒等教育の充実 +**47人**
 - 1対18（対象児童生徒）の割合で措置（現状 1対21.5*）
 - 加えて、散在地域の対応のため加配定数を措置（現在の1割）。
- 初任者研修体制の充実 +**75人**
 - 1対6（対象教員）の割合で措置（現状 1対7.1*）
 （*いずれも平成28年度推計値）
- 指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲**101人**(**)
 - 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。
 (**児童生徒数の減少に伴う減)



| | |
|------------|---|
| 特別支援教育 | — |
| 児童生徒支援 | いじめ・不登校等への対応 + 25人 貧困等に起因する学力課題の解消 + 50人 統合校・小規模校への支援 + 75人 |
| 研修等定数 | アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 + 10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として 50人 確保 |
| 養護教諭、栄養教諭等 | + 10人 + 10人 |

義務標準法の改正により追加

給与関係：土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当（4時間程度）を**3,000円→3,600円**等（予算総額+0円）

小学校外国語教育の早期化・教科化に向けて、①学習指導要領(平成30年度先行実施・移行措置、32年度全面実施)への対応及び②小学校教員の英語指導力向上を総合的に支援

1. 新教材整備・効果的な指導方法の普及

- 1) 小学校の新たな外国語教育における新教材の開発・整備 3.5億円
 ○先行実施を希望する小学校に向けては、外国語教育の早期化(3・4年)・教科化(5・6年)に対応する①児童用冊子、②教室用デジタル教材、③教師用指導書等を開発・印刷・配布。
 ○校内研修等を促進するため、研修用資料を印刷・配布。 ※全ての学校を対象とする移行措置に要する教材についても別途検討
 2) 外国語教育強化地域拠点事業 0.4億円
 ○学習指導要領の改訂趣旨を先取りして、先進的な取組を実施する地方自治体等を支援。
 ○研究校においてカリキュラム、指導法等の開発を行い、公開授業、研究会、成果報告などを通じて全国に普及。

2. 教員の英語指導力・専門性向上(推進リーダー・中核教員/全小学校教員)

- 1) 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 2.0億円
 ○国は、小・中・高等学校の地域の「英語教育推進リーダー」等を養成。
 ○教育委員会は、研修や公開授業等を企画し、同リーダーを通じて、各小学校で校内研修を担当する中核教員に対し、学習指導要領の改訂に向けた実践的な指導法等を伝達。同中核教員は、全教員を対象に実践的な校内研修を実施。
 2) 小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施 0.8億円
 ○小学校教員の①教科化に対応した専科指導が可能となるプログラムの開発及び②講習実施を大学等に委託。
 ○当該プログラムを「免許法認定講習」として認定し、小学校教員の中学校英語免許状取得を促進。
 ※この他、初任研修・中堅研修・免許更新講習、大学の養成課程などで活用可能なコンテンツの開発、放送大学における小学校外国語教育の教科化に対応した科目開設・活用促進、教職課程を通じた英語指導力向上など。

3. 指導者の確保・充実

- 1) 教職員定数の改善
 ○小学校専科指導の充実のための教員定数の加配措置。このうち相当数を小学校外国語教育の教科化に対応するための専科教員等に活用。
 2) 補習等のための指導員等派遣事業 (うち英語教育分)6.2億円
 ○英語教育の充実に向けて、専門性の高い非常勤講師及び英語が堪能な外部人材等の活用を促進。
※金額は国際教育課による試算
 3) 外国語指導助手(ALT)等の配置による充実
 ○JETプログラム等によるALT(外国語指導助手)配置の一層の充実。
 4) 特別免許状制度、特別非常勤講師制度の活用
 ○教員免許状を持っていない英語が堪能な外部人材等の活用促進。
 5) 教員採用の改善

関連する事業 地域における青少年の国際交流推進事業

○青少年の国際交流における英語を活用する機会の提供(イングリッシュ・キャンプ)

0.3億円 生涯学習政策局

学校現場における業務の適正化を推進し、教員が子供と向き合う時間を確保するため、平成29年において、以下の3つの柱を中心とした取組を力強く進めてまいります。

1. 教員の働き方を改革し、教員の担うべき業務に専念できる環境整備を目指す

- 各教育委員会における業務改善の取組を加速するべく、
「学校現場における業務改善加速プロジェクト」を始動します。
 - ・ 小学校・中学校等の学校種に応じた課題を踏まえつつ、教員の行う業務の明確化や事務の効率化の徹底など、業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域を指定
 - ・ 時間外勤務の削減や創出した時間による教育面での効果などの**エビデンスを蓄積し、全国に発信**

2. 部活動の適正化を推進し、部活動の負担を大胆に減らす

- 平成29年度中に、**適切な練習時間や休養日の設定等も含めた「運動部活動に関する総合的なガイドライン（仮称）」を策定します。**
 - ・ 同ガイドラインの策定のため、総合的な実態調査を実施
 - ・ スポーツ医・科学の観点も取り入れた練習時間や休養日等の調査研究を実施
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、**休養日等の適切な設定を促す通知を発出します。**
- 地域のスポーツ指導者等が単独で部活動の指導・引率に当たれるよう、**学校教育法施行規則を改正し、「部活動指導員（仮称）」を位置付けるための**パブリック・コメントを開始します。

3. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- 省内横断的に取組を進めるため、**省内に学校環境改善対策プロジェクトチームを設置します。**
- **業務改善アドバイザーの仕組みを創設**し、教育委員会等の依頼に応じて、現地に派遣します。

1. 教育公務員特例法の一部改正関係

(1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

新設

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

教員研修計画

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

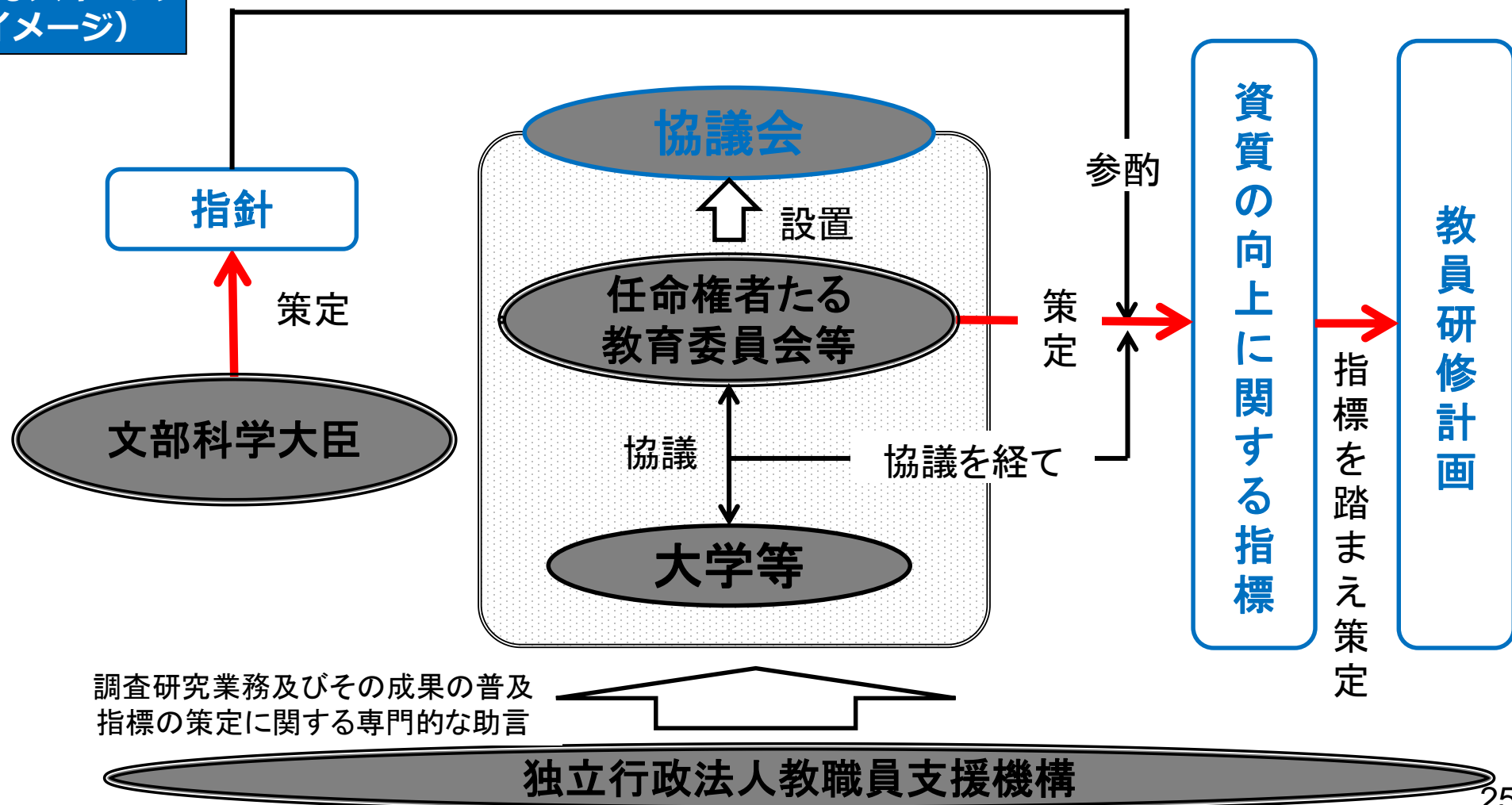
教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下「任命権者実施研修」という）に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関係する大学等をもって構成するものとする。

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

新たなスキーム
(イメージ)



（2）十年経験者研修の見直し

| 条 | 旧 | 新 |
|------|--|--|
| 第24条 | <p>（十年経験者研修） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、<u>その在職期間が十年に達した後相当の期間内に</u>、個々の能力、適性等に応じて、<u>教諭等としての資質</u>の向上を図るために必要な事項に関する研修（十年経験者研修）を実施しなければならない。</p> | <p>（中堅教諭等資質向上研修） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、<u>公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質</u>の向上を図るために必要な事項に関する研修（中堅教諭等資質向上研修）を実施しなければならない。</p> |



独立行政法人教職員支援機構（前 教員研修センター）次世代型教育推進センターでは「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」を実施しています。このプロジェクトは、新たな学びの指導方法等について、関係機関等の協力を得ながら、各都道府県における中核的指導者となる教員を育成するとともに、教員の指導力向上のための研修プログラムモデルを構築することを目的としています（平成27～29年度）。これらの成果は、セミナーにおいて公表しています。

●平成27年度
1会場 641名

●平成28年度
全国 12会場 1,786名

●平成29年度

全国20会場

（内 容）

講義：

「新学習指導要領について（仮題）」

発表・演習：

「教員の資質能力向上のための研修プログラムモデル（仮題）」

実践発表：

「実践フィールド校の取組（仮題）」

| 会場（開催地） | 開催日 | セミナー会場 |
|---------|----------------|---------------------|
| 香川会場 | 平成29年 5月19日（金） | 高松テルサ（高松市） |
| 三重会場 | 平成29年 6月30日（金） | 三重県総合教育センター（津市） |
| 佐賀会場 | 平成29年 7月27日（木） | ロイヤルチェスター佐賀（佐賀市） |
| 島根会場 | 平成29年 8月 1日（火） | 島根県立産業交流会館（松江市） |
| 東京会場 | 平成29年 8月 2日（水） | 東京都教職員研修センター（東京都） |
| 長野会場 | 平成29年 8月 4日（金） | 長野県総合教育センター（塩尻市） |
| 鹿児島会場 | 平成29年 8月 9日（水） | かごしま県民交流センター（鹿児島市） |
| 岡山会場 | 平成29年 8月16日（水） | ピュアリティまきび（岡山市） |
| 奈良会場 | 平成29年 8月18日（金） | ホテル日航奈良（奈良市） |
| 福岡会場 | 平成29年 8月23日（水） | J R博多シティ（福岡市） |
| 高知会場 | 平成29年 8月25日（金） | サンピア・シリーズ（高知市） |
| 北海道会場 | 平成29年 8月29日（火） | 北海道第二水産ビル（札幌市） |
| 千葉会場 | 平成29年 8月29日（火） | 千葉県総合教育センター（千葉市） |
| 広島会場 | 平成29年 9月29日（金） | 広島国際会議場（広島市） |
| 和歌山会場 | 平成29年10月20日（金） | 和歌山県自治会館（和歌山市） |
| 山口会場 | 平成29年10月26日（木） | 山口県健康づくりセンター（山口市） |
| 徳島会場 | 平成29年10月31日（火） | 徳島県教育会館 他（徳島市） |
| 滋賀会場 | 平成29年11月 7日（火） | ピアザ淡海、コラボしが2 1（大津市） |
| 秋田会場 | 平成29年11月17日（金） | 秋田県民会館 他（秋田市） |
| 宮城会場 | 平成29年12月 7日（木） | TKPガーデンシティ仙台（仙台市） |

○「実践事例」の公表

*アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の事例をまとめ、ホームページにて成果公表を公開しています。

(100事例:平成29年4月時点)

8AR 授業実践事例

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善実践事例を紹介します。

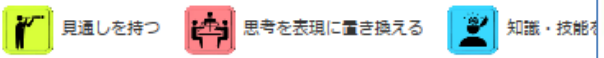
ピクトグラムについて

- 当センターでは主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の質的改善をピクトグラムでイメージ化しています。
- 各実践事例のピクトグラムは、その授業で実現された主な姿を表しています。**深い学び・深い学び**
- 本単元、本時におけるすべての姿を表したものではありません。
[ピクトグラムの一覧へ](#)

| 学校種 | 学年 | 教科等 | 実践事例 |
|-----|----|-----|-------------------------------------|
| 小学校 | 1年 | 国語科 | 事例の違いについて、観点を持って比べて読む |
| 小学校 | 1年 | 算数科 | 図と結びつけながら、立式的根拠を説明する力 |
| 小学校 | 1年 | 算数科 | 身に付けた技能を活用し、算を合わせるよさを育成したい |
| 小学校 | 1年 | 体育科 | 考えを広げ、深めて課題を解決する力を育成し |
| 小学校 | 2年 | 算数科 | 図、文、式を関連付けて考える力を伸ばしたい |
| 小学校 | 2年 | 算数科 | 算数の用語を適切に使って説明する力を育成し |
| 小学校 | 2年 | 生活科 | 地域の中で気付いたことを、伝えたり、交流したりして表現する力を育みたい |
| 小学校 | 2年 | 生活科 | 身近な物から工夫しておもちゃを作ったり、遊 |

学校名：安曇野市立三郷小学校
 教科等：5年算数科（平成27年10月）
 単元名：面積

対話する必然性を生み出し深い理解へ



実践の背景

- 学校教育目標「自ら学ぶ子ども 心豊かな子ども 明るくたくましい子ども」を模校です。一人一人の児童に確かな学力を育むため、「主体的・協働的な学び」を推進しています。
- 学習指導案を作成する際には「私の授業改善の課題」を明記することが決められ、自身の課題を明確にしなが授業改善に取り組めるように工夫されています。
- 同じ校区の中学校との合同研修会（授業公開を含む）を開くなど、地域の子供を見つめ、小学校6年間、中学校3年間の学びをつなげようと努めています。

授業改善のアプローチ

- 算数科の研究テーマは「自分の考えを数学的に表現しながら主体的・協働的に学ぶ」です。重点グループの教員は互いに授業を見合いながら研究を進めてきました。
- 本実践の授業者は学級の児童が話し合う場面に着眼し、仲間同士で話し合いが実現を促しました。そこで、日常の学級経営から意見を言い合える関係性の構築を目指しました。
- 本実践は対話を通して深い理解へ至る学習過程を改善するとともに、タブレット

①提示された図から情報を得る

②追究方法を見通す

その児童は「△ABEと△DECのペアの面積も等しい(②)」と語りました。「そうそう!」「なぜ?」。子供たちが一斉につぶやき始めます。対話する必然性が高まったと判断した教師はこのペアの面積も等しいことを告げ、子供たちと追究方法を相談しました。その結果、「個人→グループ→全体」と考えてから「最後は一人で説明できるようになる(④)」という学習の見通しを持つことができました。

③グループで課題解決を図る

グループで話し合う場面です。うまく説明できない児童(③)も他の児童(④)に説明を頼みます。

④学習の成果を確かめる

全体で説明を聞き合う場面です。教師は説明する児童(④)も他の児童(⑤)に説明を頼みます。

○「研修プログラムモデル」の公表予定

*平成29年度までに、「研修プログラムモデル」を構築し、ホームページにて成果公表を行います。

「オンライン講座で学ぶ。校内研修シリーズ」

～ 独立行政法人教職員支援機構ウェブサイトにて配信中 ～

CONCEPT

nits 校内研修シリーズ 検索

各学校で実施する校内研修を60分と想定し、その中で活用できる**20分程度の動画**を提供します。本講義動画では、各テーマについて、基礎理論、または理論的整理と考え方の提示を行っています。

各学校の校内研修の始めに視聴し、それをふまえた演習・発表を行うことで、校内研修のさらなる充実を図り、教員の資質能力の向上を目指します。

- ・ 学校組織マネジメントⅠ
（学校の内外環境の分析）
- ・ 学校組織マネジメントⅡ
（学校ビジョンの検討）
- ・ チーム学校の実践を目指して
- ・ 新しい学習指導要領において期待される学び
- ・ 道徳教育
- ・ 学校のビジョンと戦略
- ・ キャリア教育
- ・ いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定
- ・ 学習指導要領
- ・ 総則とカリキュラムマネジメント
- ・ 教育と法Ⅰ（学習指導要領と教育課程の編成）
- ・ 教育と法Ⅱ（生徒指導）
- ・ 生徒指導
- ・ 自殺予防

※当機構ホームページ→[「研修教材」ページ](#)からは、[動画視聴](#) 及び [資料\(pdf\)のダウンロード](#) が可能です。

「独立行政法人教職員支援機構」

top> 研修教材> 校内研修シリーズ <http://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

I 次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準等の改善

- 教科書について、次期学習指導要領の趣旨を踏まえたものとなるよう検定基準の見直しを行うことが重要である。

1. 教科共通の条件

（1）資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った改善

- 今回の改訂で位置付けられる、資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点が、授業改善の取組の活性化など今後の各教科の授業の在り方に大きな影響を与え、教科書もこうした点に配慮したものとなることが望ましいことから、教科書発行者に著作・編集に当たっての創意工夫を促すため、教科書においても、資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った適切な配慮がなされることを求めることを検定基準上において規定することが適当である。

（2）「発展的な学習内容」の規定の見直し

- 現行の検定基準において、教科の特質に応じて、取扱いが異なる点もあるため、多様な教科書記述に統一して対応できるよう、教科書を使用する児童生徒の立場から見て「発展的な学習内容」とそれ以外の内容が実質的・客観的に区別できれば良いことを検定基準上において明確化することが適当である。
- また、「発展的な学習内容」であることが明示されていても、その内容をどの校種や学年で学ぶかなど学習指導要領における位置付けについては明示されていない教科書もあるため、児童生徒の系統的な学習に資するよう、教科書上において可能な範囲で明示することについて検定基準上において明確化することが適当である。

（3）「引用資料」に関する規定の見直し

- 教科書の中には、検定申請段階で数年以上前の古い統計資料を引用しているものもあるため、教科書において用いる統計資料は、適切に更新がなされ児童生徒が学習を行う上で支障を生ずるおそれのないものであることや、出典が原則として明示されていることについて、検定基準上において明確化することが適当である。

2. 教科固有の条件

（1）外国語科における規定の見直し

- 現行の義務教育諸学校教科用図書検定基準において外国語科の「固有の条件」は中学校のみを対象としているが、次期学習指導要領においては、小学校高学年における外国語が新たに教科として位置付けられるため、小学校高学年も含めて対象とすることを当該検定基準上明確化する。
- 中央教育審議会答申において、学習指導要領における領域別の目標などを踏まえた教材とする必要があるとされたことを踏まえ、教科書の内容と領域別の目標との関係の明示など検定基準の必要な見直しを図ることが適当である。

- 中央教育審議会答申において、言語活動の改善・充実に資する題材とする視点が必要とされたことを踏まえ、現行の検定基準における言語活動に関する規定について、言語活動の改善・充実の観点から必要な見直しを図ることが適当である。
- 外国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめ（報告）において、語彙や文法などは個別の知識・技能が実際のコミュニケーションにおいて活用されることとされたことを踏まえ、語彙が実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう適切な配慮を求めることを検定基準において規定することが適当である。

（２）社会科、地理歴史科及び公民科における規定の見直し

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点も踏まえ、社会科、地理歴史科及び公民科において、児童生徒がより一層多面的・多角的に社会的事象を考察することができるよう適切な配慮を求めることを検定基準において規定することが適当である。

（３）理科における規定の見直し

- 現行の高等学校教科用図書検定基準では、どのような場合に実験及び観察が学習内容と一体のものとして扱われるかについては必ずしも明らかでないため、実験及び観察について一体として扱われるべき学習内容は「本文の主たる記述」であることを当該検定基準上明確化する。

（４）小学校におけるプログラミング教育に関連する規定の新設

- 小学校の理科や算数の次期学習指導要領におけるプログラミング教育の位置付けを踏まえつつ、それらの内容が教科書で取りあげられるよう義務教育諸学校教科用図書検定基準において規定する必要がある。

（５）その他高等学校の教科固有の条件の見直し等

- 高等学校学習指導要領の改訂状況を踏まえつつ、高等学校教科用図書検定基準の「各教科固有の条件」の見直しについて、必要に応じ更に検討することとする。

3. 学習指導要領改訂を反映した教科書づくり

- 教科書発行者は、学習指導要領の趣旨・内容を正確に反映した教科書を著作・編集するために、例えば、教科書に掲載されている主要な内容が学習指導要領の示す内容・項目とどのように対応しているかを教科書などにおいて明示し、教員が授業を行う上で参考にできるようにすることや、学習指導要領の記述の意味や解釈の詳細について説明するために作成されている学習指導要領解説をより踏まえて教科書記述に適切に反映していくことが求められる。

また、児童生徒の個別のニーズに対応するとともに、資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立ち、児童生徒がより学びやすい教科書となるよう体様等について一層改善することなども重要である。

Ⅱ デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準等の改善（略）

Ⅲ 検定手続を改善するための教科用図書検定規則等の改善（略）

（参考）文部科学省ホームページに報告書全体を掲載しています。

トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 教科用図書検定調査審議会 > 総括部会 > 教科書の改善について（報告）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/tosho/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/05/31/1386149_001.pdf 31

高大接続改革の全体像イメージ(高大接続システム改革会議最終報告より)

—「高等学校教育」、「大学教育」、「大学入学者選抜」の一体的改革による「学力の3要素」の伸長—

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成すべき資質・能力を踏まえた**教科・科目等の見直し**
(「歴史総合(仮称)」、「数理探究(仮称)」、情報活用能力を育成する新科目など)
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進

✓学習・指導方法の改善

- **アクティブ・ラーニングの視点**からの学習・指導方法の改善
- 教員の**養成・採用・研修の見直し**

✓多面的な評価の推進

- **学習評価の改善**
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
→「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」の導入
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。
CBT導入を検討。
(平成31～34年度:試行実施、平成35年度～:新学習指導要領に対応)
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、
実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映
→農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

(平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応)

- ◎ **思考力・判断力・表現力**の一層の重視
- **記述式問題**の段階的導入
平成32～35年度:短文記述式
平成36年度～:より文字数の多い記述式
- **マークシート式問題**の改善(平成32年度～)
- **CBT**の検討・導入(平成36年度以降の導入を目指す)
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化などを中心として、引き続き検討

→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映

✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、**「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善**
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- **新たな選抜実施ルール**の構築
- 「**調査書**」の改善や「**学修計画書**」等の充実

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

✓三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ)に基づく 大学教育の質的転換

- 関係省令の改正(「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**)
(平成28年3月改正、平成29年4月施行)
- 「三つの方針」の策定・運用に関する「**参考指針**」の作成(平成28年3月)
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

✓認証評価制度の改善

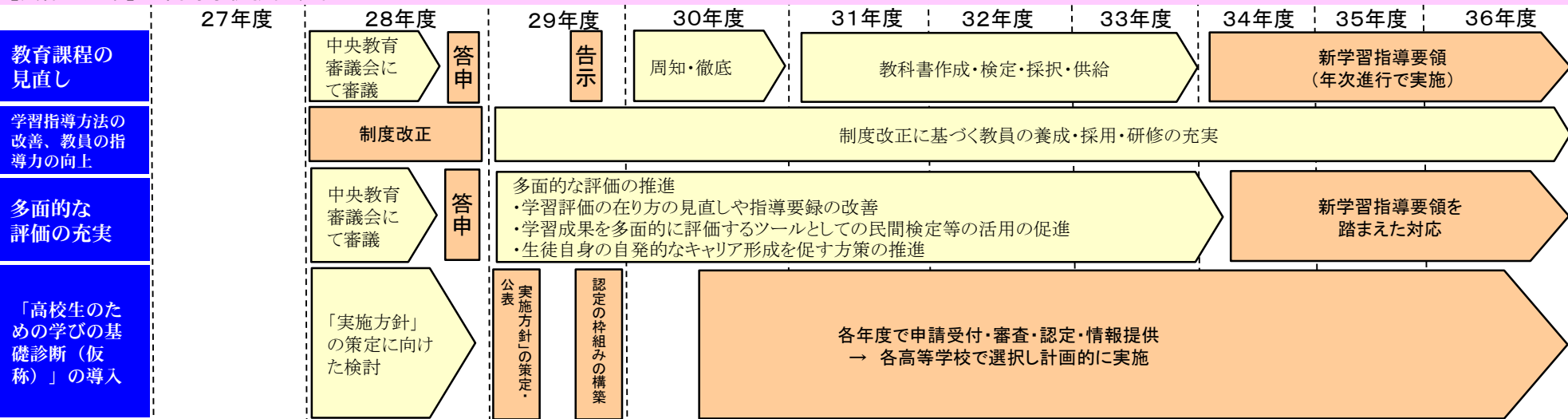
- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「**三つの方針**」に基づく**大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**)
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

大学教育改革

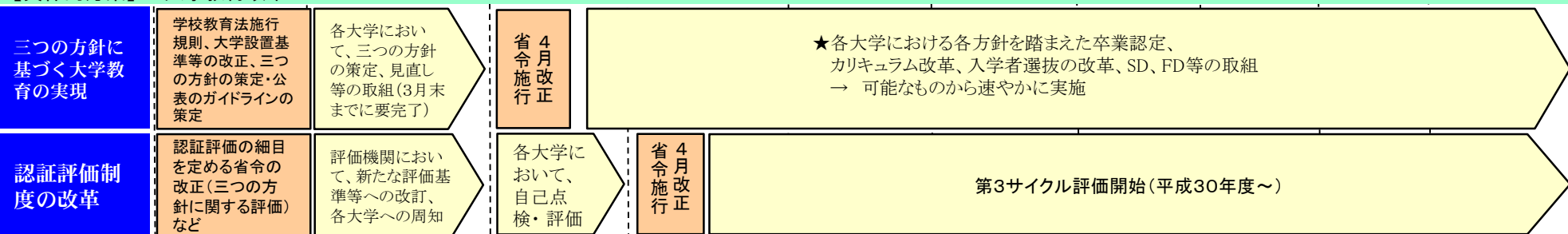
《「学力の3要素」の更なる伸長》

高大接続システム改革のスケジュール

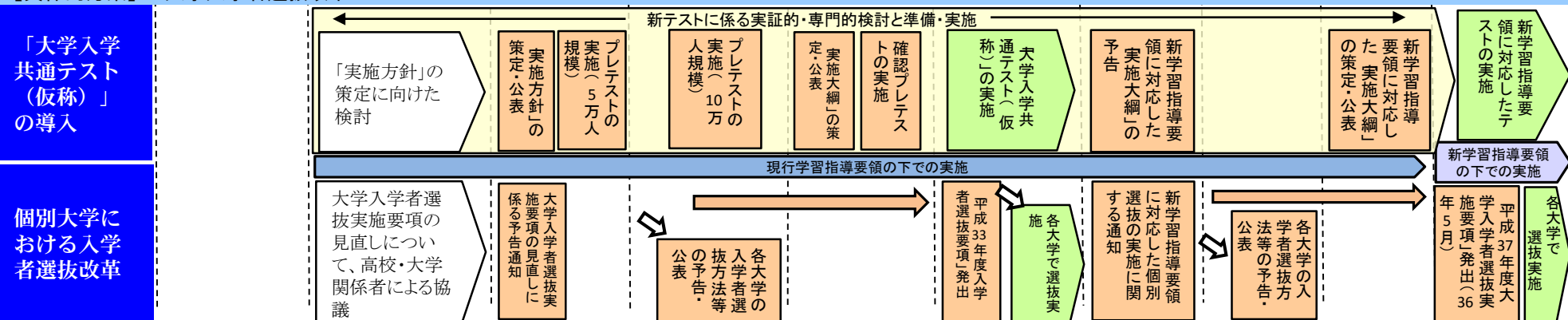
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革



【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革

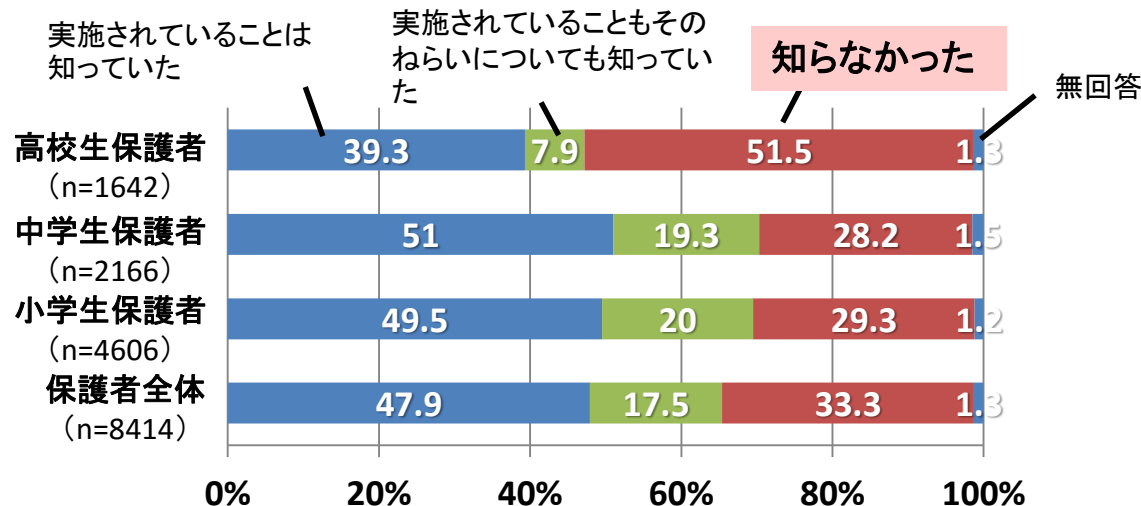


周知・広報の必要性(過去の改訂時のデータより)

◆平成10年・11年告示の学習指導要領の説明状況

(出典)学校教育に関する意識調査
(小・中学校平成15年6月、高等学校平成16年2月実施)

新しい学習指導要領の認知(保護者)



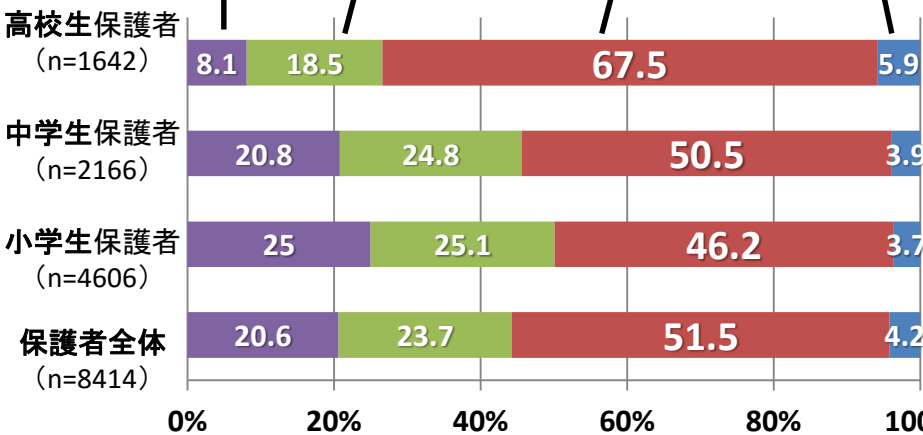
新しい学習指導要領についての説明を受けたか(保護者)

趣旨やねらい及び、ねらいを踏まえて学校としてどのように取り組んでいくのか説明を受けた

趣旨やねらいについては説明を受けた

特に説明を受けていない

無回答



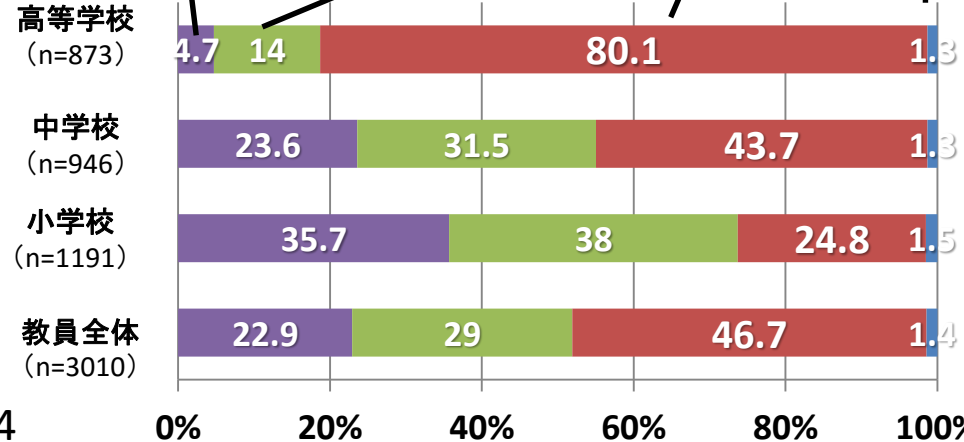
新しい学習指導要領についての説明を行ったか(教員)

趣旨やねらいを説明するとともに実際にどのように授業が変わるのかを説明した

趣旨やねらいについては説明をした

特にになにもしてない

無回答



新学習指導要領に関する今後の周知・広報活動

【概要】

新学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」の理念の実現のためには、その趣旨や内容を学校や教育関係者のみならず、保護者や地域の人々、産業会等を含めて広く共有し、社会全体で協働的に子供の成長に関わっていくことが必要。各種説明会やパンフレットの配布、広報動画の作成・配信等のあらゆる場面・媒体を活用して、広く社会に対して説明する取組を進める。

【具体的施策】

① 説明会の実施

- 文部科学省主催の新教育課程説明会（**中央説明会**）の実施（幼稚園は全国1カ所、小・中学校については、東京、京都、福岡の全国3カ所、計6回の実施）。
- 都道府県・指定都市教育委員会が開催する新教育課程説明会（**地方説明会**）について、求めに応じて文部科学省より講師を派遣（8～10月に全国各地で開催）。
- 新学習指導要領の考え方を踏まえた教科書の改善・充実のため、**教科書会社に対して説明会**を実施。
- これら以外にも、教育委員会や学校関係団体、私学団体等の求めに応じ、全国各地で実施される説明会に講師を派遣

② パンフレット等の

配布

- 新学習指導要領等の趣旨をわかりやすくまとめたパンフレットを作成し、全国の学校や保護者に配布。
- 新学習指導要領の冊子**を全国の幼稚園・小学校・中学校等の全教員に配布。
- 学習指導要領の趣旨を詳細に説明する「**学習指導要領 解説編**」を新教育説明会において配布するとともに、HP上にも公開。

③ 優れた実践事例の共有・解説動画の配信

- （独）教職員支援機構による「校内研修シリーズ」を始めとする、**講義動画などの研修教材**の提供（**機構HPにて公開**）。「校内研修シリーズ」に文部科学省教科調査官等による新学習指導要領の解説動画を掲載予定。
- （独）教職員支援機構が設置した「次世代型教育推進センター」による、全国の教育委員会等の優れた取り組みの成果を公表・共有する「次世代型教育推進セミナー」（全国20カ所）の実施や、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した「授業実践事例」、「研修実践事例」等のHP上への公開。